

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

a. 企業間の連携

- ・地域の医療機関や高齢者福祉施設と連携を図り、高齢者の方々が住み慣れた地域で暮らせるよう支援するとともに、取引先とも物価高騰などの市場の諸事情に対して円滑に価格転嫁を図り、地域サプライチェーン全体の共存共栄を目指します。

b. IT 実装支援

- ・ICT 機器や介護ロボット、AI 等を適切に使用し、業務負担の軽減及び業務効率と情報共有の向上を図る。

c. グリーン化の取組

- ・省エネの高効率空調機や照明器具の LED 導入により、省エネルギー化と環境負荷の低減を図る。

d. 健康経営に関する取組

- ・「働きやすい職場づくり」の取り組みにより、ワークライフバランスを推進し職員の健康増進に努めるとともに、取引先の職員に対してもワークライフバランスへの配慮を行い、営業時間外の取引を要望しないよう努めます。|

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のはばかに積極的に取り組みます。|

3. [その他（任意記載）]

2026年1月1日 |

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

社会福祉法人織田やすらぎ会 理事長 坂下 正人
企 業 名 役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。